

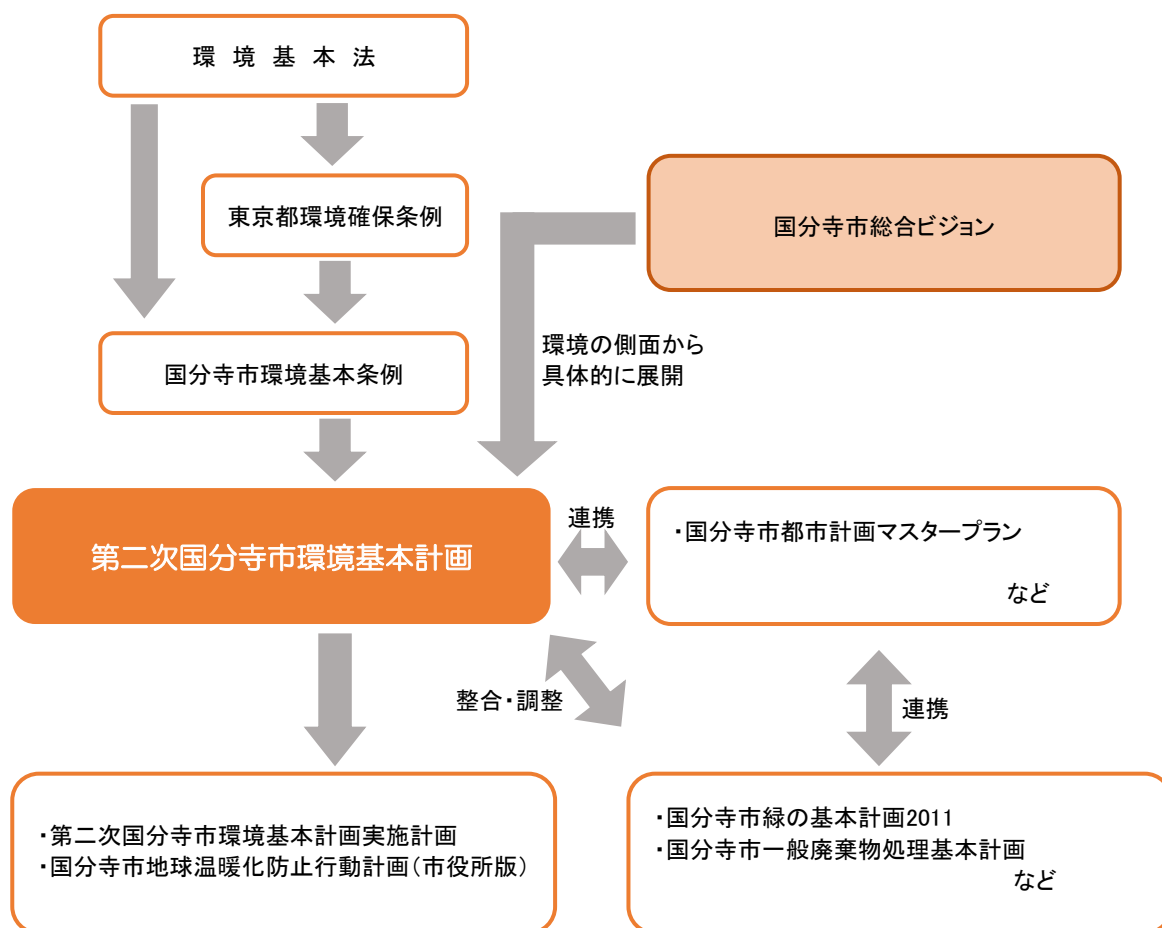
第1章 環境基本計画の概要

1 第二次国分寺市環境基本計画の策定

平成16年3月に「環境負荷の少ない持続可能な社会」の構築を目的に「国分寺市環境基本計画」を策定しました。その後、取組の成果や課題、社会情勢の変化などを踏まえ、環境施策のさらなる推進のため、平成26年3月に『第二次国分寺市環境基本計画』（以下、「第二次環境基本計画」といいます。）へ改定を行いました。

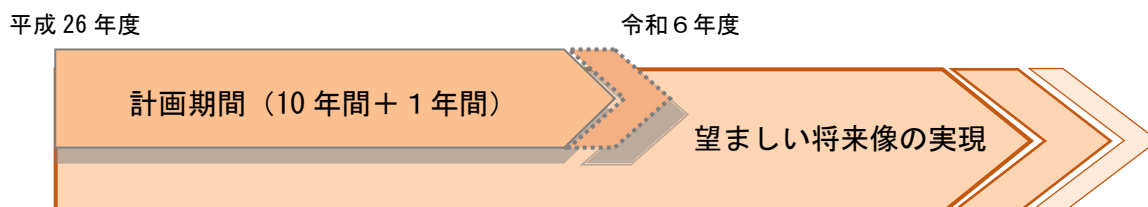
2 計画の位置づけ

第二次環境基本計画は国分寺市環境基本条例第7条に基づいた計画であり、国分寺市総合ビジョンを環境の側面から具体的に展開していくため、環境の保全、回復及び創造に関する目標と施策の基本的方向性及び施策展開の指針を示すものです。



3 計画の期間

計画期間は、長期的な視点を持った計画とするため、おおむね 30 年後を見越した上で、平成 26 年度から令和 5 年度までの 10 年間として計画を策定しました。なお、国分寺市総合ビジョンの計画期間との整合を図るため、令和 2 年度に 1 年延伸を決定し、令和 6 年度までを計画期間としました。

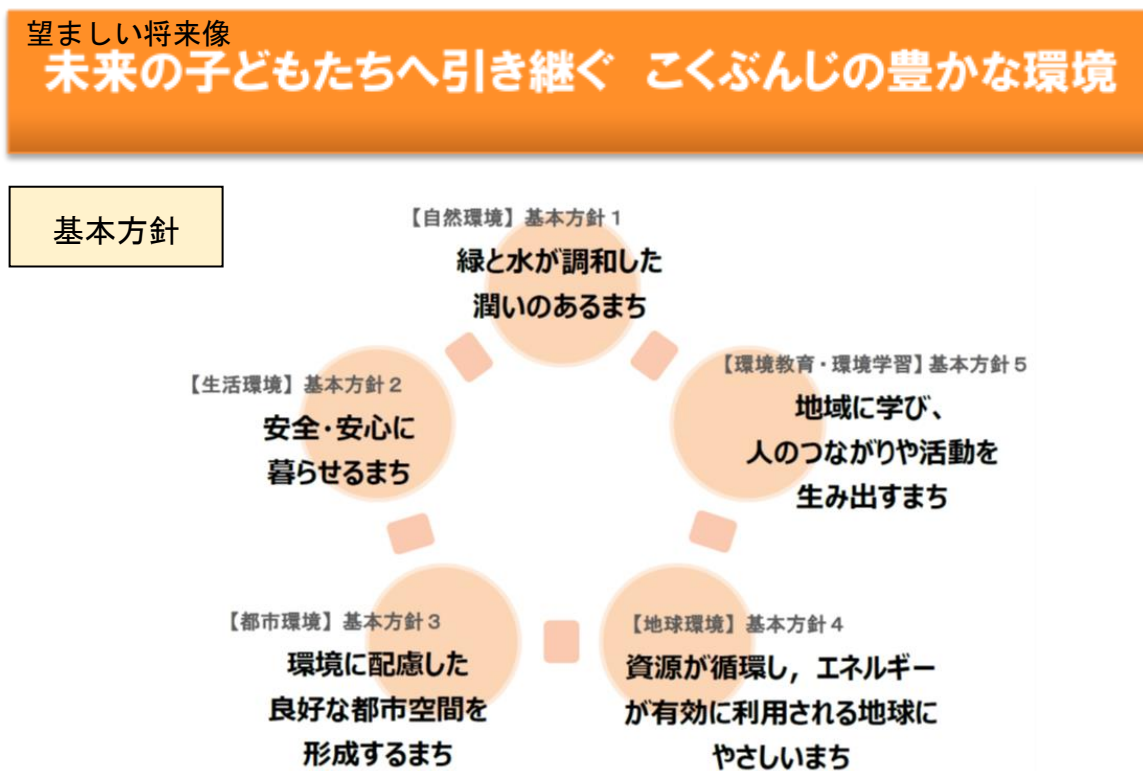


4 対象とする環境の範囲

第二次環境基本計画が対象とする環境の範囲は、「緑」、「水」、「生物」からなる“①自然環境”、「公害」、「食」からなる“②生活環境”、「道路・交通」、「景観」、「歴史遺産・文化財」からなる“③都市環境”、「資源」、「温暖化・エネルギー」、「ごみ」からなる“④地球環境”、「教育・学習」、「人づくり」、「仕組みづくり」からなる“⑤環境教育・環境学習”の 5 つの分野を対象とします。

5 市がめざす環境の望ましい将来像と基本方針

第二次環境基本計画では、市の環境の現状と課題や市民ワークショップの意見などを踏まえ、望ましい将来像と将来像の実現に向けた 5 つの基本方針を設定しています。



6 実施計画

(1) 第二次環境基本計画実施計画（後期）

第二次環境基本計画を具体的に展開するための計画として、令和3年3月に『第二次環境基本計画実施計画（後期）』（以下、「後期実施計画」といいます。）を策定しました。後期実施計画では、環境基本計画に定めた49の「主な施策」の具体的な内容を示す「具体的施策」及び重点プロジェクトと主な施策の関連性について定めています。

これらの施策の令和6年度における実施状況は、第3章「重点プロジェクトの評価」及び第4章「施策の評価及び各施策に紐づく取組の進捗状況」のとおりです。

(2) 第二次環境基本計画実施計画（後期）とSDGsの関係について

後期実施計画では、環境基本計画の対象とする【自然環境】、【生活環境】、【都市環境】、【地球環境】、【環境教育・環境学習】の5つの環境分野における103の具体的施策（取組）に取り組むこととしています。これらの個々の取組について、SDGsとの関係を整理するため、後期実施計画上では、取組ごとに特に関連の深いSDGsの17のゴールを示しています。

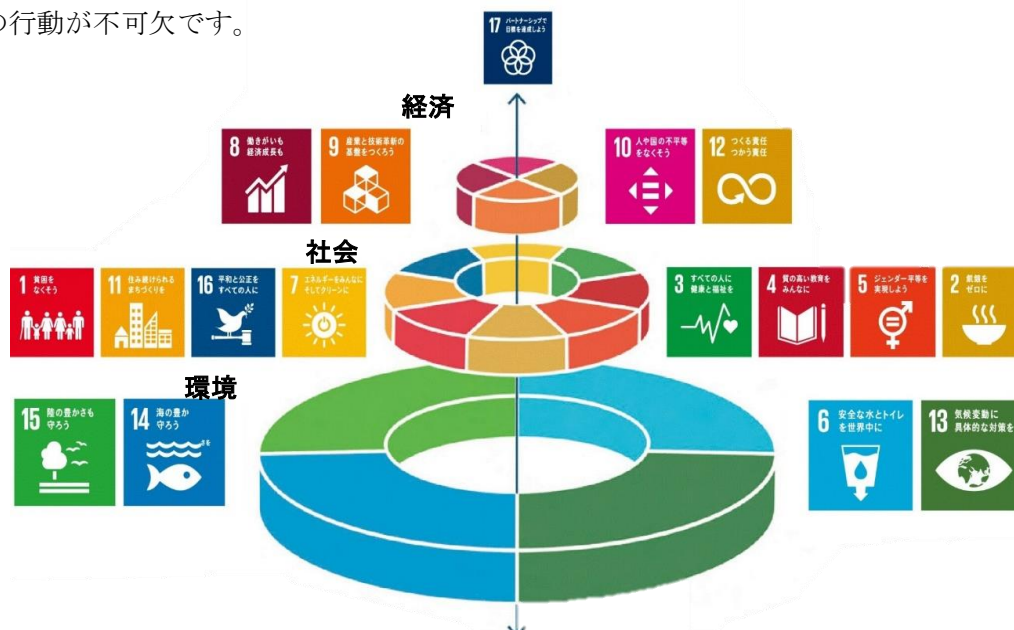
後期実施計画に位置付けた取組の推進により、持続可能なまちづくりを実現します。

SDGs（持続可能な開発目標）とは

平成27年9月にニューヨークの国連本部で開催された「国連持続可能な開発サミット」で採択された、「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」の令和12（2030）年を達成期限とする世界共通の目標です。

SDGs（持続可能な開発目標）は、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に統合的に取り組むことにより、「誰ひとり取り残さない」持続可能な社会の実現を目指すもので、17のゴール・169のターゲットが掲げられています。

SDGsは、途上国のみならず先進国を含めた全ての国が取り組む必要があるユニバーサル（普遍的）なものであるとともに、それぞれのゴールは密接に関連し、経済・社会・環境の三つの側面のバランスの取れた推進が重要とされています。目標の達成には政府、市民、企業といった様々な主体の行動が不可欠です。



<SDGsウェディングケーキモデル>

ストックホルムレジリエンスセンターのヨハン・ロクストローム氏が提唱した、17のゴールを「環境」、「社会」、「経済」の3層に並べ替え、その基軸にパートナーシップを配置した各ゴールの関係性の捉え方。

出典：ストックホルムレジリエンスセンターホームページから作成

7 施策体系

「望ましい将来像」を実現するために設定した環境分野・基本方針、施策の方向、主な施策は以下のとおりです。

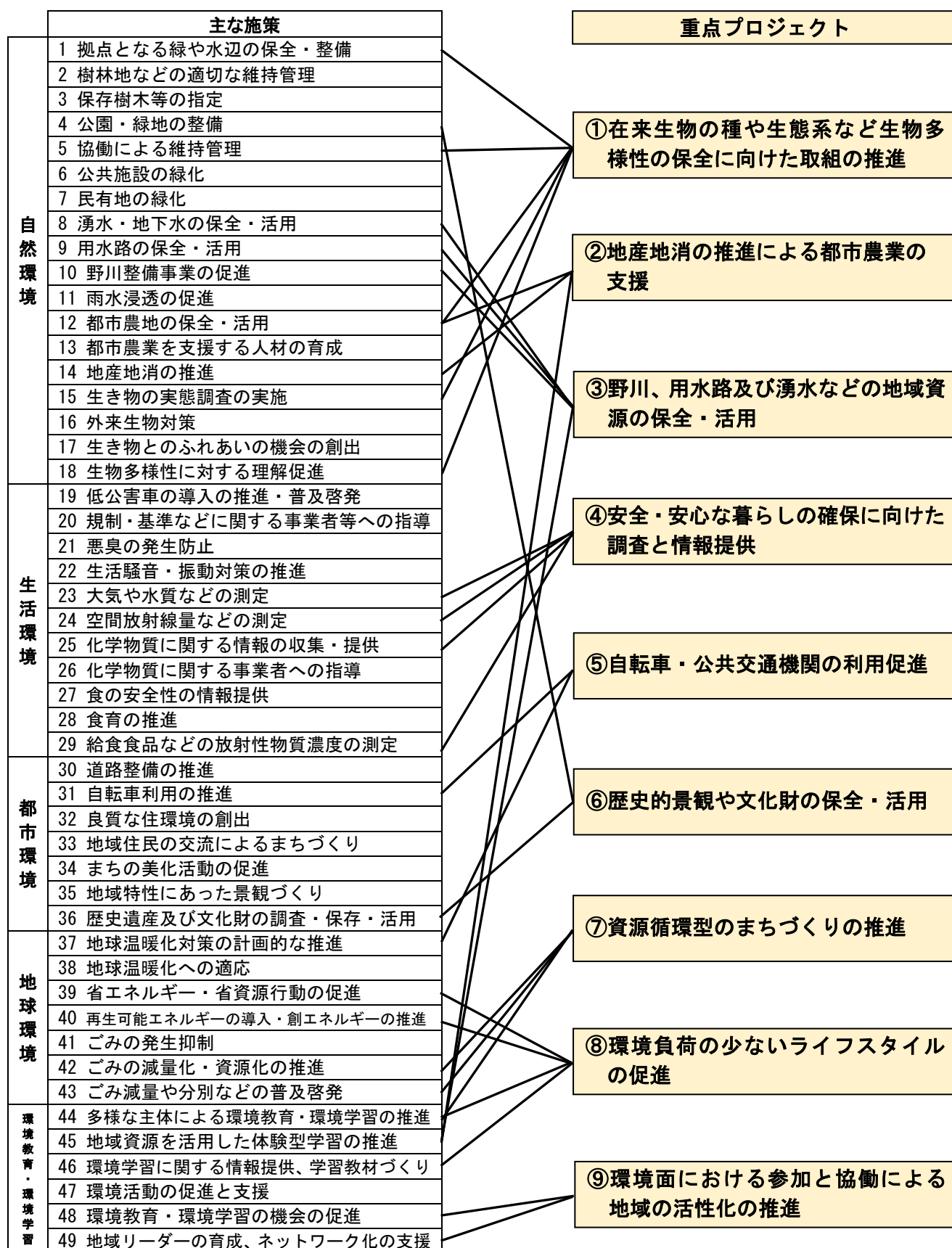
望ましい将来像	環境分野・基本方針	施策の方向
未来の子どもたちへ引き継ぐ こくぶんじの豊かな環境	【自然環境】 緑と水が調和した 潤いのあるまち	1-1 緑と水のネットワークの形成
		1-2 緑の保全
		1-3 まちなかの緑化
		1-4 水環境の保全・整備
		1-5 都市農地の保全・活用
		1-6 生き物の生息空間の保全
	【生活環境】 安全・安心に暮らせるまち	2-1 生活環境の確保
		2-2 生活環境のモニタリング
		2-3 化学物質対策の推進
		2-4 食の安全性の確保
	【都市環境】 環境に配慮した良好な 都市空間を形成するまち	3-1 環境に配慮したみちづくり
		3-2 環境に配慮したまちづくり
		3-3 地域性豊かな景観の形成
	【地球環境】 資源が循環し、エネルギーが有 効に利用される地球にやさしい まち	4-1 地球温暖化対策の推進
		4-2 省エネルギー・省資源の促進
		4-3 再生可能エネルギーの導入・創エネルギーの推進
		4-4 ごみの発生抑制、減量化・資源化の推進
	【環境教育・環境学習】 地域に学び、人のつながりや活 動を生み出すまち	5-1 環境教育・環境学習の推進
		5-2 人づくり、仕組みづくり

主な施策	
1 拠点となる緑や水辺の保全・整備	
2 樹林地などの適切な維持管理 4 公園・緑地の整備	3 保存樹木等の指定 5 協働による維持管理
6 公共施設の緑化	7 民有地の緑化
8 湧水・地下水の保全・活用 10 野川整備事業の促進	9 用水路の保全・活用 11 雨水浸透の促進
12 都市農地の保全・活用 14 地産地消の推進	13 都市農業を支援する人材の育成
15 生き物の実態調査の実施 17 生き物とのふれあいの機会の創出	16 外来生物対策 18 生物多様性に対する理解促進
19 低公害車の導入の推進・普及啓発 21 悪臭の発生防止	20 規制・基準などに関する事業者等への指導 22 生活騒音・振動対策の推進
23 大気や水質などの測定	24 空間放射線量などの測定
25 化学物質に関する情報の収集・提供	26 化学物質に関する事業者への指導
27 食の安全性の情報提供 29 給食食品などの放射性物質濃度の測定	28 食育の推進
30 道路整備の推進	31 自転車利用の推進
32 良質な住環境の創出 34 まちの美化活動の促進	33 地域住民の交流によるまちづくり
35 地域特性にあった景観づくり	36 歴史遺産及び文化財の調査・保存・活用
37 地球温暖化対策の計画的な推進	38 地球温暖化への適応
39 省エネルギー・省資源行動の促進	
40 再生可能エネルギーの導入・創エネルギーの推進	
41 ごみの発生抑制 43 ごみ減量や分別などの普及啓発	42 ごみの減量化・資源化の推進
44 多様な主体による環境教育・環境学習の推進 46 環境学習に関する情報提供、学習教材づくり	45 地域資源を活用した体験型学習の推進 47 環境活動の促進と支援
48 環境教育・環境学習の機会の促進	49 地域リーダーの育成、ネットワーク化の支援



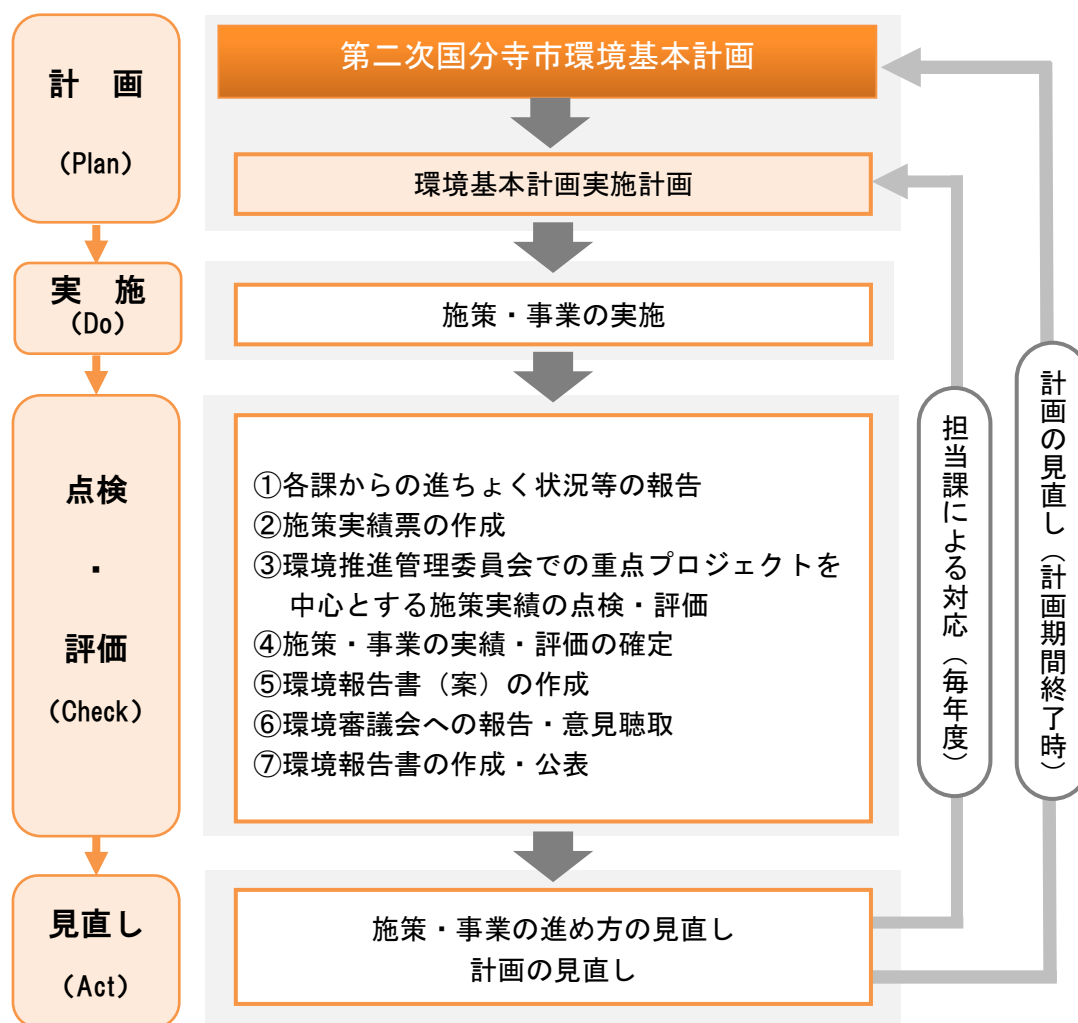
8 重点プロジェクト

重点プロジェクトは、第二次環境基本計画を具体的に推進することを目的としており、分野横断的に相乗効果を発揮するような重要性の高い施策により構成しています。



9 進行管理

後期実施計画は、以下の計画、実施、点検・評価、見直しの手順（PDCAサイクル）により、毎年度、施策の進捗状況を点検・評価し、その結果を環境報告書にまとめ、公表しています。このことにより、施策の進め方や計画の見直しにつなげるとともに、市の事務及び事業による環境への配慮を推進しています。



10 推進体制

●国分寺市環境審議会

国分寺市環境基本条例第 30 条（環境審議会の設置及び組織）の規定に基づき、公募市民（4 人以内）、学識経験者（4 人以内）、事業者の代表者（2 人以内）、関係行政機関の職員（2 人以内）の 12 人以内で構成される組織です。市長の諮問に応じて、環境基本計画等や、環境の保全、回復及び創造に関する基本的事項に関して審議、答申を行うとともに、必要に応じて市長に建議を行います。

●国分寺市環境推進管理委員会

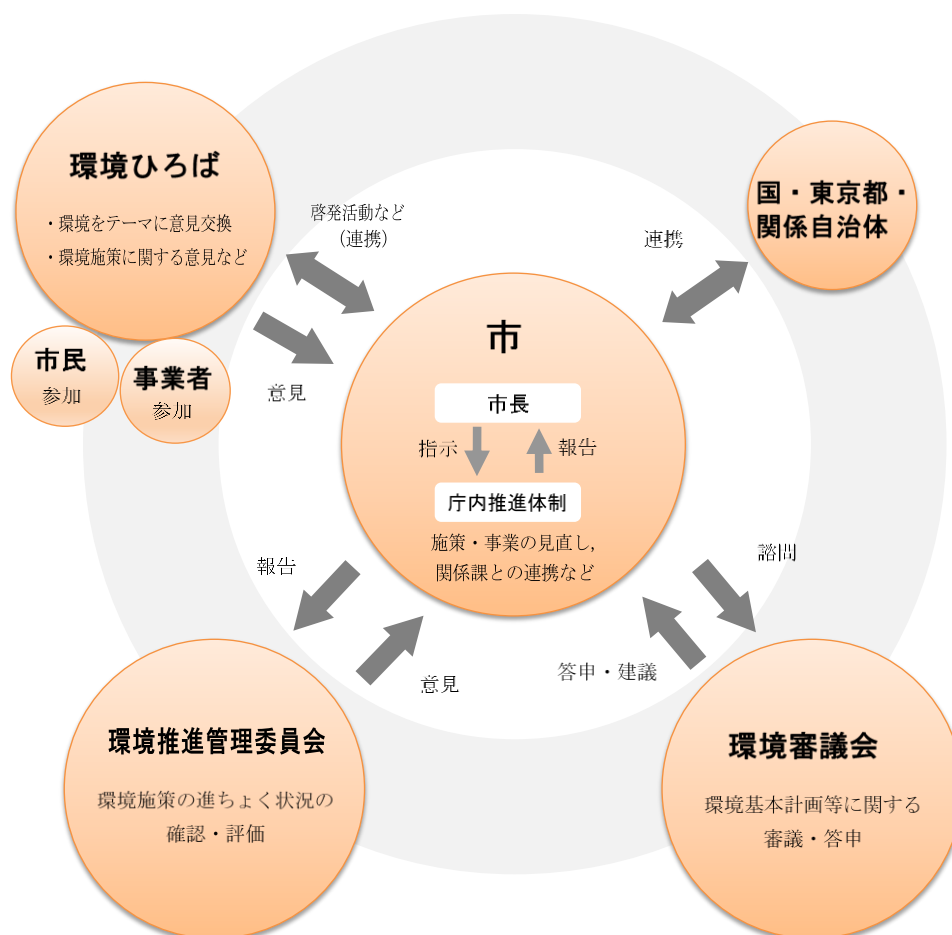
国分寺市環境基本条例第 27 条（環境推進管理委員会）の規定に基づき、公募市民（2 人以内）、事業者の代表者（2 人以内）、学識経験者（3 人以内）、環境ひろばから選出された者（2 人以内）、市職員（3 人以内）の 12 人以内で構成される組織です。環境基本計画実施計画に基づく施策・事業の進捗状況の管理・評価を行います。

●国分寺市環境ひろば

国分寺市環境基本条例第 28 条（環境ひろば）の規定に基づき、市民及び事業者が環境の保全、回復及び創造に関する意見を自由に交換する場として平成 16 年 8 月に設置しました。

環境に関する意見交換をし、必要に応じて市の環境施策について意見を述べるなど行います。

推進体制（イメージ図）



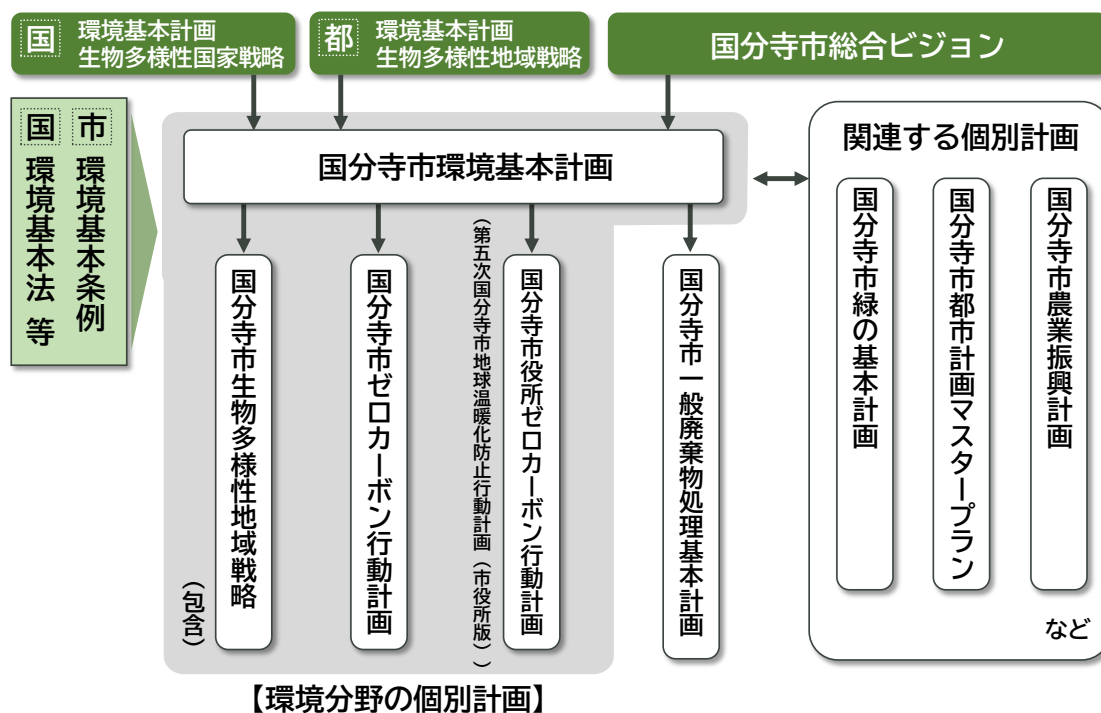
11 第三次国分寺市環境基本計画等の策定

令和7年3月をもって第二次環境基本計画の計画期間が満了となることから、令和7年3月に『第三次国分寺市環境基本計画／国分寺市生物多様性地域戦略』（以下「第三次環境基本計画」という。）を策定しました。

第三次環境基本計画は、近年、地球温暖化や生物多様性の損失など、背景や要因が相互に関連しあい、複雑化した環境問題への迅速な対応が求められていることを踏まえ、これらの多様で複雑化した環境問題に対応し、良好な環境を次世代へ引き継ぐことを目的としています。

（１）計画の位置づけ

本計画は、環境分野の個別計画のうち、地球温暖化対策及び気候変動適応に関わる「国分寺市ゼロカーボン行動計画」及び「国分寺市役所ゼロカーボン行動計画（第五次国分寺市地球温暖化防止行動計画（市役所版））」の内容と整合を図るとともに、生物多様性基本法第13条に基づく「国分寺市生物多様性地域戦略」を包含した内容としています。



（２）計画の期間

世界的に加速化・深刻化する地球温暖化や生物多様性の損失などの環境問題については、令和12（2030）年までの取組が極めて重要であり、国や東京都の関連計画（環境基本計画、生物多様性国家戦略など）においても目標年を令和12（2030）年としています。

これらを踏まえ、本計画では、令和12（2030）年度を目標年度とした6年間の計画期間としました。なお、計画期間中、社会情勢の変化などが生じた場合は、適宜、必要な見直しを行います。

年度	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和12 (2030)	…	令和32 (2050)
計画 期間	第三次環境基本計画・実施計画 (令和7～12年度)						…	長期目標

(3) 対象とする計画の範囲

本計画では、①地球環境、②自然環境、③循環型社会*、④生活環境、⑤環境学習・行動変容を対象分野の範囲とします。

計画の対象範囲

分 野	主な要素
①地球環境	地球温暖化の緩和、気候変動*への適応 など
②自然環境	緑(国分寺崖線*の緑・雑木林*・農地・公園・街路樹・植栽・庭など)、水環境(湧水・用水・池・野川など)、生物多様性 など
③循環型社会	資源循環(3R*・適正処理など)、地域経済循環 など
④生活環境	大気汚染・水質汚濁、騒音・振動、土壌汚染、有害化学物質、まちの美化 など
⑤環境学習・行動変容	環境学習、環境活動、人材育成、情報発信 など

(4) 第三次環境基本計画が目指すもの

環境をめぐる国内外の動向、本市の環境の現況と課題、市民ワークショップの意見などを踏まえ、長期目標とする 2050 年の環境像を設定しました。

〈環境像2050〉



本市は、国分寺崖線やお鷹の道・真姿の池湧水群をはじめとした豊かな自然があり、農地も多く残っています。こうした本市の自然の多くは、人の手が入ることにより維持されてきた二次的自然であり、人と自然の共生の歴史であると言えます。

一方で、都市化の進展による農地や樹林地の減少、深刻な地球温暖化の影響による生態系への影響、環境活動の担い手不足など市域の自然環境を取り巻く状況は変化しています。

先人から受け継いだ自然にふれあい、愛着を持ち、楽しみながら人とつながって環境を守り、誇りを持って次世代に引き継ぐために、「緑・水・生きもの・多様なつながり人と自然の共生の歴史を未来へ引き継ぐまち」を長期目標とする 2050 年の環境像に掲げ、市民・事業者・市が一丸となり、「オール国分寺」で実現することを目指します。